

社会福祉法人愛児の会放課後児童クラブ運営規程細則

1 運営施設

(1)竹野の森放課後児童クラブ

(2)竹野の森放課後児童クラブ 2

(以下「各クラブ」という)

2 入所定員

(1)竹野の森放課後児童クラブ 40 名

(2)竹野の森放課後児童クラブ 2 35 名

3 対象児童

原則として清和小学校在校生

4 開所日及び開所時間

月曜日～金曜日・・・学校終了後 ～18:00

土曜日・・・8:30～17:00

春・夏・冬休み・創立記念日・臨時休校日・・・8:00～18:00

最大延長利用時間・・・19:00(但し、土曜日は17:00 まで)

5 休所日

日曜日・祝日・お盆・年末・年始・その他各クラブが特に定めた日

6 利用料金

【定期利用】

※月会費・施設管理費・バス利用料金は口座振替により徴収する。

※延長利用料金・昼食利用料金は毎月現金にて徴収する

月会費 6,000 円

施設管理費 2,000 円(施設の管理や利用者処遇に係る費用)

バス利用料金 1,000 円(バス送迎利用月のみ)

延長利用料金 100 円(1 日単価/18 時以降の利用に課金)

昼食利用料金 450 円(1 食単価)

※衛生管理上、業者弁当を提供。

※昼食利用料金は、利用予定日の 1 日前の開所日 15 時までに利用キャンセルの申出が無い場合は、利用予定日の利用の有無にかかわらず徴収する

【スポット利用】

※スポット利用時は施設管理費として以下の費用を徴収する

平日 500 円/日 早下校日 900 円/日

土曜日/学校休校日 1000 円/日

※スポット利用の予約はクラブ指定の WEB サイトからのオンライン予約のみで受け
その利用料の支払いは事前のオンライン決済によるものとする

※利用予約の受付/キャンセル/変更 期限は予約日時の 1 日前 15 時までとする

【共通】

保険料 0 円

※保育中の事故・怪我に対応する保険に係る保険料は、各クラブで負担する。

○利用料金は前納制とし、納付締切日は各クラブが定めた日とする。

○原則として、その請求に過誤がある場合を除き、納められた利用料金の返金はしない。

○きょうだいが当クラブ及び、社会福祉法人愛児の会が運営する他施設に、在籍(定期利用)している場合は、定期利用料金を半額に減額する。

○ひとり親家庭の児童に係る利用料金の減免

(1)三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金交付要綱第 3 条の(3)放課後児童クラブひとり親家庭利用料支援事業の実施に伴い、ひとり親家庭の利用児童に係る定期利用料金を 1 児童当たり月額 6,000 円減免する。

(2)対象児童の確認は、三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金交付要綱で定められた基準に則り保護者が受給する児童扶養手当の証書の写しの提出により行う。

7 入会申し込みについて

各年度ごとに利用申込書を定められた方法で、申込み受付期間内に各クラブに提出する。

8 休会について

定期利用者においては事前申請により当該年度のうち 2 か月間に限り定期利用を休会できる。

○休会中、定期利用料は発生しない

9 利用の方法

【定期利用】

○利用月前に、当該利用月の利用予定表を提出し、利用予定日をあらかじめ各クラブに伝える。

○利用しない利用予定日、又は利用予定表に記載していない追加で利用したい日がある場合は各クラブに連絡する。

【スポット利用】

○クラブ指定の WEB サイトからの利用予約を行い、承認された利用予約日について利用時間を各クラブに伝える

○利用予約のキャンセル受付期限後であっても、利用予約日に利用しない場合は各クラブに連絡する。

10 緊急時における対応

保育中に発病・怪我等、保護者に緊急連絡を要することがあった場合は、利用申込書に記載された緊急連絡先へ連絡をする。また、保育中の事故、怪我等については、各クラブで加入している保険の範囲で対応する。

11 非常災害対策

各クラブは、社会福祉法人 愛児の会 竹野の森こども園の敷地内にあることから、竹野の森こども園で作成されている防災・避難計画等の非常災害対策にのっとり非常災害対策を行うものとする。

附則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、令和 8 年 9 月 1 日より施行する。